

奈良県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、広瀬土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年七月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事	久本 和夫	北葛城郡広陵町大字広瀬二五八
〃	山本 育男	〃
〃	中川 利一	〃
〃	辻本 孝司	〃
〃	吉川 勝規	〃
〃	播川 治	〃
〃	竹村 立	〃
〃	竹村 安郎	〃
〃	竹村 芳文	〃
〃	武若 治	〃
〃	宮崎 和美	〃
〃	竹村 敏照	〃
〃	小林 誠市郎	〃
〃	杉本 雅照	〃
〃	西口 佳輝	〃
〃	岡本 雅夫	〃
〃	森岡 常又	〃
〃	松川 正明	〃

二 就任役員の名、氏名及び住所

理事	杉本 典夫	北葛城郡広陵町大字広瀬九九八
〃	中川 勝男	〃
〃	中川 利一	〃
〃	辻本 孝司	〃

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
竹村	竹村	岡本	西口	杉本	阪本	門長	宮崎	榊井	竹村	森岡	廣南	播川	吉川
正昭	安郎	雅夫	佳輝	雅照	勝	克浩	和美	彰	芳文	常又	喬	治	晶裕
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七一五一一	一三九	一七	一一〇〇一一	二四一二	一〇三九一一	七三〇	七四二	三〇一	七五〇一一	四七一	四五四	九六三一一	三〇四